

第6回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金)午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員(0人)
委員

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第6回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は9番の竹田安宏委員、10番の高橋宏吉委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 皆様、大変お疲れ様です。報告第1号をご説明いたします。

2件ございまして、1件目は、届出者が、
、土地の所在は、
、公簿・現況とも畑、面積1,983㎡、以下、記載のとおり合計9筆、面積43,978㎡で、令和2年6月23日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、
が亡くなられ、息子さんである届出者が相続されたものです。対象農地には「そば」が作付されていました。

12月2日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は第1号図をご参照いただければと思います。

次の頁に行きまして2件目です。届出者は、
、土地の所在は、
、公簿・現況とも畑、面積11,211㎡、以下、記載のとおり合計3筆、面積18,197㎡で、令和2年9月28日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、
が亡くなられ、息子さんである届出者が相続されたものです。対象農地は、第2号図に示していますが、ループ橋の東側にあり、ペンケ歌志内川と南側の山林に挟まれた細長い畑となっていて、近年、耕作はされておりません。

12月10日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。以上です

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 報告第2号をご説明いたします。

「農業者年金死亡関係届」の提出がありました。令和2年11月19日に
が亡くなったことに伴い、息子さんである
より届出がありました。この案件は専決処分としていますので、ご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第2号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号を説明しますので、ご審議をよろしく願います。

出し手・譲渡人は[REDACTED]、受け手・譲受人は同じ住所の[REDACTED]、受け手の経営面積は、田 64,488 m²、畑 13,319 m²の計 77,807 m²で、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、北光 268 番 2、地目は公簿・現況とも畑、面積 5,277 m²、以下、記載のとおり合計 8 筆、46,433 m²です。

この申請に至った理由ですが、譲渡人の方は、「高齢になったので、後継者である子に農地を贈与したい」また、譲受人の理由は、「高齢になった父の農地を譲受け、農業経営を継続したい」とのことで、親子間での所有権の移転であり、法律関係は「贈与」となります。なお、対象農地では、これまで水稻が作付されてきております。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別添1・議案第1号関係に調査書を添付しました。この調査書に整理しております、全ての判定要件を満たしている、または、該当しないため、本案件は許可できるものと考えます。

図面は第3号図を添付していますのでご参照のうえ、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長

只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件は許可することとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件は許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号をご説明いたします。

土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]と、記載のとおり札幌市に居住する[REDACTED]の3名の共有、転用計画者・譲受人は[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、地目は公簿・現況とも畑、面積 575 m²の1筆です。

転用の目的は一般住宅1棟、駐車スペース、雪捨場などの建設のためであり、転用事由の詳細としては、譲渡人の方が「今後、この土地を利用する予定がなく、譲受人より住宅建築の要望があったため」、譲受人の方は「申請地を譲受けて一般住宅を新築したい」としています。

農地の区分は、砂川市都市計画において第1種住居地域として用途指定されているため、第3種農地となります。転用計画の内容についてですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は事業費[REDACTED]に対し、全額、金融機関からの借入金を充てることとしています。

この案件に関して、農地法第5条の許可基準に照らした審査は別添2（議案第2号関係）にまとめています。総合意見としては、転用が原則許可される第3種農地であり、一般基準においても特段問題がないことから、許可相当と考えています。なお、図面は第4号図を添付していますので、参考にしてください。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案第3号をご説明し、審議を求めます。

今回は2件ございまして、1件目は9月の定例総会から続いている農地保有合理化事業の手続きでございます。これまでの概要を振り返りますと、9月の定例総会では、農地所有者の[]が[]に対して、農地を買ってほしいという買入協議を行うことを決定しました。その協議がまとまって、10月の定例総会では、[]から[]へ農地を売買する利用集積計画を決定しました。その後、所有権移転の登記や土地代金の支払いも完了しまして、今回の議案では、[]が所有者となった対象農地を[]に5年間、賃貸借する利用集積計画を決定するものです。

では、計画の詳細ですが、計画番号は令和2年度貸第4号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は札[]、受け手・借主は[]です。農地の所在は、[]、公簿・現況とも田、面積14,760㎡以下、記載のとおり、次の頁まで続きまして、合計30筆、144,906.01㎡です。対価は年額[]ですが、これは農地保有合理化事業のルールに基づいて、[]が[]から農地を買入した価格の2%相当額でございます。対価の支払い方法・期限は、毎年12月10日までに貸主名義の指定口座に振り込むこと、賃貸借期間は本日から令和7年10月25日までの4年10か月、当事者間の法律関係は賃貸借でございます。

なお、農地保有合理化事業は、事業が始まって5年後には[]が対象農地を買うことになっています。そうしますと、4年10か月間という期間は半端な印象を受けますが、若干補足しますと、[]が農地を買入れた日、すなわち今年の10月26日を起点として、5年以内に農地を売買することになっていますので、令和7年10月25日までの4年10か月間となります。

本案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認についてですが、別添3・議案第3号関係に調査書を添付してありますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。図面は第5号図と6号図で示していますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に2件目をご説明いたします。計画番号は令和2年度所第3号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、高橋宏吉さんです。出し手・譲渡人は[]、受け手・譲受人は[]です。農地の所在は、[]、公簿・現況とも田、面積は2,645㎡の1筆です。対価は協議の結果、総額[]ですが、これは地積に10a当たり[]を乗じた額となります。対価の支払い方法等は、令和3年1月25日までに譲渡人名義の指定口座に振り込むこととしており、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日となっています。当事者間の法律関係は売買でございます。

本案件は、[]の離農に際して、対象農地に隣接所有する[]が譲受ける意向を示し、農地流動化推進員による調整を経て、出し手と受け手との諸条件が整ったことから申出に至ったものです。

本案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認についてですが、別添4の調査書に添付しております。この調査書に記載しているとおり、必要な要件の全てを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。図面は第7号図になりますので、併せてご参照いただければと思います。

会長 以上、2件についてご審議くださいますようお願いいたします。以上です。
只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
はい。

渡部委員 知らないのを教えて欲しいのですが、この買入価格の2%というのは固定なんですか。

事務局 農地保有合理化事業というのは、出し手から公社が買う価格、例えば1,000万円だとすると、その2%で賃貸するということが決まっているので固定です。5年間固定です。

渡部委員 分かりました。
会長 その他に何かないでしょうか。

全員 なし。

会長 それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件を決定することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
全員 なし。

渡部委員 FAXで送ってくるという話を変えるという話があったのですが、あれは今後そうするのでしょうか。

事務局 今までFAXで送っていたのを、例えばスマホのラインなんかで何か事務連絡的なものをできないかということで、まだ考え中です。

一つ宿題をいただいていたのが、法律や規則の中で、例えば総会を招集する際は、会長が案内する・通知するということになっているのですが、それを文章でしなければいけないのか、電子媒体でもいいのかというところを調べてみたのですが、昭和四十年代・五十年代にできた決まり事ですので、多分その頃はFAXも無かったので、電子媒体は想定されていなかったと思います。やっぱり大事なものは文章で、いつも皆さんのところには総会のご案内をしている葉書1枚なのですけれども、ちゃんと文書で出さなければならないと思っています。一方でそうではない事務連絡的な内容の文書は、FAXの送り賃もかかりますので、できれば何か電子媒体で、メールやラインでやらせていただきたいなと考えています。皆さんそれで大丈夫かということを確認中です。よろしくをお願いします。

会長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

会長 その他に何かないでしょうか。

全員 なし。

会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 農業委員会だより（令和3年新春号）の配布（事務局）
 - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
 - ・配布期限 1月22日（金）
 - ・その他 農地流動化アンケート調査と併せて配布
3. 「農地流動化、人・農地プランのアンケート調査」
「有害鳥獣による農作物被害の調査」の実施（事務局）
 - ・実施方法 各委員が担当地区の農業者に配布・回収
 - ・提出期限 2月中旬
 - ・その他 農業委員会だよりの配布と併せて実施
4. 砂川市農業委員会勉強会の開催（事務局）
 - ・日時 令和3年1月25日（月）第7回定例総会後
 - ・場所 砂川市役所 3階 中会議室
 - ・内容
 - ・農業委員会等に関する法律
 - ・農業者年金の加入推進 等
5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。
6. 協議会報告（協議会長）
 - ・市政功労者表彰祝賀会兼農業委員会忘年会の中止
市政功労者の2名に記念品を贈呈します。
折詰料理を用意しましたのでお持ち帰りください。
 - ・農業委員会新年会の開催予定
1月25日（月）18:00～ 場所未定

会長 只今、その他事項の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

角丸委員 はい、角丸委員

事務局 これ、12月中に配った場合、12月の報告の中に入れていたのだけれども、どうすれば。

角丸委員 連絡でもメールでもいただければ加えておきます。

事務局 はい。

角丸委員 今日出していただかなくても、1月でも一番上に12月と書いていただければ、12月のいつ配ったと書いていただければ大丈夫です。

渡部委員 はい。

事務局 1月の研修会にこれはもってくるのですか。

渡部委員 こちらで何枚かの資料を用意したいと思いますので、何もお持ちにならなくて結構です。

会長 その他何か質問等ございませんか。

井上委員 農地流動化のアンケートは経営主が印鑑は押さないと無効になってしまうの。

事務局 押していただきたいんです。人・農地プランの意向確認的な要素もありますので、できれば押していただきたいと思っております。

井上委員 はい。

会長 はい、お願いします

渡部委員 俺、郵送してもらおうかなと思っているので、押してないからまた取りに行
けていうのは。

事務局 そこまでは言いません。

会長 その他に何か質問等はございませんか。

大原委員 これかい、郵送の封筒。

事務局 そうですね。いいように使っていただいて構いませんので、よろしくお願
いいたします。

会長 その他に何か質問等はございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は1
月25日、月曜日、時間は午後1時半からとなっていますので、よろしくお願
いします。

それでは以上で第6回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員